

公告

南三陸町ファイリングシステム導入支援事業に関して、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

平成27年2月13日

南三陸町長 佐藤 仁

- 1 事業名 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業
- 2 業務内容 南三陸町役場（総合支所、出先機関等を含む。）における行政文書の管理方法としてファイリングシステム（文書を個別フォルダーに挟んで管理し、原則としてファイリングキャビネット内に保管する方式。以下「システム」という。）を導入するに当たり、その円滑な導入を図るための支援及び導入後における適正な文書管理の継続的な実施のための支援を行う業務

3 参加資格条件

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止中の者及びこれに準ずる者でないこと。また、南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者
- (4) この公告の公告日において、いずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (5) ファイリングシステムのコンサルティング事業を行う体制を有し、当町の規模以上の地方自治体におけるコンサルティングの実績が複数あり、良質な実績が5年以上あること。
- (6) コンサルティング業務について専任職員を置き、当該職員の業務実績が5年以上あること。
- (7) 導入に加え、維持管理についても、地方自治体におけるコンサルティング

の実績があること。

(8) 次に掲げる業務を行う能力を有していること。

ア 執務室が40室以上及び職員数が350人以上の地方自治体への導入指導及び維持管理指導を行うこと。

イ ファイリングシステムの導入後における再構築支援を行うこと。

ウ ファイリングシステムの一括導入ではなく、複数の課等を先行して導入し、導入に際して生じた問題を踏まえ、後発して導入する各課等に更なる適正な手順を含めた導入指導及び維持管理指導を行うこと。

エ 契約後、速やかに、町所有の文書の総量及び削減量を調査し、報告すること。

オ 契約後、速やかに、各課等の実情を調査し、各課等に適したファイリング方法を報告すること。

カ 契約後、速やかに、各課等の実情を調査し、各課等に適したシステムの導入に必要な備品又は消耗品を選定し、必要数等の助言等を行うこと。

(9) 参加表明書及び提案書の提出期限において、南三陸町から指名停止の措置を受けていないこと。

(10) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

4 実施要領、参加証明書、提案書、資料等の配布場所及び提出先

(1) 南三陸町総務課

(2) 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2

(3) 配布資料等

ア 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業に係る公募型プロポーザル公告

イ 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業プロポーザル実施要領

ウ プロポーザル応募等様式

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 質問書(様式第2号)

(ウ) 辞退届(様式第3号)

(エ) 提案書

A 提案書(表紙)(様式第4-1号)

B 業務実績書(様式第4-2号)

C 従業員の状況並びに予定される担当者の経歴及び実績(様式第4-3号、様式第4-4号)

D システム導入支援に当たっての考え方等に関する提案(様式第4-5号)

エ 新庁舎等移動スケジュール表(案)

オ 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託業者選定委員会設置要綱

カ 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託仕様書（案）

※ 南三陸町ホームページからダウンロードも可能

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

5 募集の日程

公告・実施要領等の配布	平成27年2月13日（金）
質問の受付	平成27年2月13日（金） ～同月20日（金）
質問の回答	平成27年2月27日（金）
参加表明書提出期間	平成27年2月13日（金） ～同年3月4日（水）
プロポーザル提案書提出期限	平成27年3月16日（月）
第一次審査	平成27年3月中旬
第一次審査結果通知	平成27年3月中旬
第二次審査	平成27年3月下旬
第二次審査結果通知	平成27年3月下旬
結果公表	平成27年4月上旬
導入打合せ	平成27年4月上旬
契約締結	平成27年4月中旬頃

※ 上記日程は、都合により変更となる場合がある。

6 質問の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 平成27年2月20日（金）午後5時15分

(2) 提出方法 所定の質問書に質問事項を記載の上、次のアドレス宛に電子メールを送信する方法により提出すること。

soumu@town.minamisanriku.miyagi.jp

7 質問の回答

(1) 回答日 平成27年2月27日（金）

(2) 回答方法 前項第1号に規定する提出期限までに受け付けた質問については、参加表明書又は質問書を提出した全ての者に対して、メールで回答を送信する。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 平成27年3月4日（水）午後5時15分

(2) 提出方法 書面により、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、前号の提出期限までに到着したものに限り。

9 提案書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 平成27年3月16日（月）午後5時15分

(2) 提出方法 書面により、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、前号の提出期限までに到着したものに限り。

10 審査及び審査結果

- (1) 審査を行う選定委員は、次の表に掲げる者とする。

区分	氏名	職名	摘要
南三陸町職員	三浦 清隆	総務課長	委員長
	阿部 俊光	企画課長	副委員長
	三浦 孝	建設課長	委員
	佐藤 和則	町民税務課長	
	最知 明広	保健福祉課長	
	佐々木 三郎	病院事務長	

- (2) 本プロポーザルの審査は、第一次審査及び第二次審査の2段階とする。

ア 第一次審査

- (ア) 第一次審査は、提案書の審査により5者程度を選定する。
- (イ) 第一次審査の終了後、速やかに、提案者全員に選考結果を通知する。
- (ウ) 第一次審査の合格者へは、第二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの会場、時間等も併せて通知する。

イ 第二次審査

- (ア) 第二次審査は、第一次審査において選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も優れた提案を行った提案者（以下「最優秀提案者」という。）及び次点の提案者（以下「次点者」という。）を選定する。
- (イ) 第二次審査への出席は、各者3人まで（総括担当者及び専任職員を含む。）の参加を認める。
- (ウ) 第二次審査の終了後、速やかに、審査結果を第一次審査の合格者全員に通知する。
- (エ) 第二次審査の終了後、審査の経過及び講評を南三陸町ホームページにおいて公表する。

1.1 失格事項

参加者が次の条件に該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格条件等に該当しない場合
- (2) 参加表明書又は提案書の提出が期限より遅れた場合
- (3) 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の記載をした場合
- (5) 参加表明書又は提案書に、本プロポーザルで提案を求める内容と著しくかけ離れた内容が記載されている場合
- (6) 第二次審査に係る選定委員会のプレゼンテーション及びヒアリングの開始時刻に遅れた場合
- (7) 選定委員に対し、審査に影響を及ぼす接触等を行った場合

1.2 契約について

- (1) 南三陸町は、最優秀提案者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。なお、最優秀提案者との契約交渉が整わない場合には、次点者を相手方として随意契約による契約手続を進めるものとする。
- (2) 本事業に関する予算は来年度以後のものであり、議会の議決を要することから、現時点において（予算額を含めて）確定しているものではなく、当該予算額の予算の議決がない場合は、契約の締結を行わない。

1 3 問合せ先

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名称 | 南三陸町総務課（総務法令係） |
| (2) 所在地 | 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2 |
| (3) 電話 | 0226-46-1370 |
| (4) F A X | 0226-46-5348 |
| (5) メールアドレス | soumu@town.minamisanriku.miyagi.jp |